

吉川市農業経営者に対する
原油等価格高騰対策支援金（第3弾）
申請要領
（R6.2.12 初版）

【問い合わせ先】

吉川市 産業振興部 農政課 農政係

住所：〒342-8501

埼玉県吉川市きよみ野1-1

電話：048-982-9482（直通）

FAX：048-981-5392

メール：nousei2@city.yoshikawa.saitama.jp

吉川市公式ホームページ：

※様式等はこちらより取得できます。

「くらし手続き」→「農業振興」→「農業政策」→

「吉川市農業経営者に対する原油等価格高騰対策支援金（第3弾）」
と進んでご覧ください。



←読み込むと、市ホームページへ移動します。

1 支援金の目的

原油等の価格高騰の影響を受けている市内農業経営者（農業法人含む）に対し、燃料等に係る経費の一部を支援することにより農業経営への影響緩和を図るものです。

2 給付対象者要件

- (1) 市内に住所若しくは事業所等を有する農業経営者又は市内農地を主に耕作していることが証明できる農業経営者（利用権等を設定しているか、利用権等を設定して市内農地を耕作することが確定していること）。
- (2) 世帯員の年間農業従事日数の合計が150日以上（※1）であること。
- (3) 市税等（個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していないこと。

※1 世帯員の年間農業従事日数の合計は、「農家台帳申告書」の従事日数、法人等で農家台帳申告書の発行がない場合は、「農業経営改善計画認定書」の年間労働時間で確認します。

なお、年間労働時間については、1日の労働時間を8時間と仮定し、全体の年間労働時間を8で除したものを年間農業従事日数とします。

3 不給付要件

「2給付対象者要件」の該当の有無にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する農業経営者に対しては、支援金を給付できません。

- (1) 本支援金の給付を受けた農業経営者（1人（法人）1回のみ申請）（※2）
- (2) その他市から同様の趣旨を有する他の補助金の交付対象となっている農業経営者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与している農業経営者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む農業経営者
- (5) 宗教法人法第2条に規定する宗教団体
- (6) 政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体
- (7) 上記に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める農業経営者

※2 本事業第2弾の給付を受けている場合も、申請することができます。

4 対象経費と支援金額

(1) 対象経費

令和5年11月から令和6年2月までのうち、任意の2か月間における光熱費（電気代、ガス代）、燃料費（ガソリン代、軽油代、重油代、灯油代等）の合計額

(2) 支援金額

上記対象経費の合計額を基準額とし、以下の表のとおり支援金を給付します。

	基準額（2か月間の合計額）	支援金額
①	6万円以上20万円未満	5万円
②	20万円以上100万円未満	10万円
③	100万円以上	20万円

5 提出書類 ※郵送可、締切日必着

<申請兼請求>

期日までに申請書兼請求書（様式第1号）と併せて、以下の書類を農政課までご提出ください。

なお、一部省略可能な書類もありますので、ご確認ください。

受付期間：令和6年1月19日（金）から令和6年2月29日（木）まで

※予算に達し次第、終了となります。予めご了承ください。

提出書類：

ア 給付申請書兼請求書（様式第1号）

イ 市内に住所又は事業所等を有することを証明する書類

例) 令和5年度農家台帳申告書

※省略可。

ウ 経費を確認できる書類

例) 領収書、レシート等

※申請者と別名義の書類でも、同一経営体で営農していることが確認できる場合は可とします。

※提出する書類は、予め月ごとに分けた上で提出をお願いいたします。

※経費算定表の代理確認者（担当税理士等）欄に署名と捺印がある場合は添付の省略可。

※家庭用、事業用と経費が混在している場合は、事業にかかった経費を合理的な基準で分けて計上して下さい。

例) 床面積が全体で300㎡うち、作業場60㎡の場合

→全体のうち、1/5を経費として計上する

- エ 農産物を販売していることが分かる書類
例) 令和5年1月以降の出荷伝票等
※本事業第2弾を申請された方は省略可。
- オ 世帯員の年間農業従事日数の合計が分かる書類
例) 令和5年度農家台帳申告書
※省略可。
- カ 市税等完納証明書
※市内在住の方及び市内に事業所のある法人は省略可。
- キ 振込先口座が確認できる書類
例) 通帳の写し等
※本事業第2弾を申請された方は省略可。
- ク 前述ア～キの他、必要に応じて書類をご提出いただく場合があります。

6 手続きの流れ

農業経営者（申請者）	農政課	備考
①申請書兼請求書提出	②内容審査	申請書の提出期限は 令和6年2月29日（木） までです。※農政課窓口へ 提出いただくか、ご郵送く ださい（ <u>締切日必着</u> ）。
	↓	
⑤振込状況確認	③給付決定通知 ④口座振り込み	申請から入金まで2週間か ら1ヶ月程度要しますので ご了承ください。

7 留意事項

- (1) 給付決定後、対象給付者や給付要件に該当しなくなった場合、給付決定を取り消す場合があります。
- (2) 支援金給付後、申請内容等が虚偽であることが判明した場合は、支援金の返還を請求します。
- (3) 当該支援金に係る書類等は必ず5年間保存してください。
※国の検査対象となるため、書類等の提出を求められる場合があります。
- (4) 会計検査院等の会検に該当した場合には、書類提出等のご協力をお願いします。

記入例

様式第1号(第6条関係)

吉川市農業経営者に対する原油等価格高騰対策支援金(第3弾)給付申請書兼請求書
令和6年1月19日

(宛先) 吉川市長

(法人にあっては、本社の所在地) 住所 吉川市きよみ野一丁目1番地

(法人にあっては、代表者の職・氏名) 氏名 吉川 太郎 (印)
電話番号 048-982-9482

吉川市農業経営者に対する原油等価格高騰対策支援金(第3弾)の給付を受けたいので、(1)誓約事項に同意の上、下記のとおり必要書類を添えて申請するとともに、給付決定があったときは、指定口座への振込みの方法により請求します。

記

(1) 誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載した事項及び添付書類に偽りはありません。 虚偽の申請であることが判明した場合には、支援金を返還します。 本申請に係る書類等は5年間保管し、請求されたときは速やかに提出します。 要綱第4条各号に掲げる農業経営者に該当しません。 本申請に係る審査のために、職員が市税等の納付状況を照会することに同意します。 									
(2) 基準額	月	光熱費	燃料費	合計						
	1 1	50,000円	200,000円	250,000円						
	2	30,000円	220,000円	250,000円						
	2月分の合計金額			500,000円						
代理確認欄 (税理士等)	上記内容について、事実相違ありません。 (注: 必ずしも記入する必要はありません) 吉川なまず税理士事務所 (印)									
(3) 請求額	金 100,000 円									
(4) 振込先	金融機関名	〇〇〇〇銀行		支店名	〇〇支店					
	種別	普通 <input checked="" type="checkbox"/> ・当座 <input type="checkbox"/>	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	フリガナ	ヨシカワ タロウ								
	口座名義人	吉川 太郎								
備考欄	(注: 必要な場合に記入)									

